

補助金交付までの流れ

対象事業時

玄海町内の宿泊施設又は玄海町旅館組合員が所有する宿泊施設に宿泊（小学生以上で5名以上の宿泊）。

宿泊施設より宿泊証明書を受取ってください。

対象事業終了後30日以内に

以下の書類を、玄海町企画商工課に提出してください。

- 玄海町合宿促進事業補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）
- 宿泊証明書（様式第2号） ●宿泊者名簿（様式第2号別紙）
- 事業報告及び収支決算（見込）書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号） ●地域交流活動報告書（様式第5号）（利用団体のみ）
※活動内容が証明できるものを添付
- 請求書及び口座振替申出書（兼委任状）（様式第7号）
- 振込口座の通帳見開き部分、またはキャッシュカードの写し

交付決定

提出された実績報告書等の内容を確認した後、玄海町合宿促進事業補助金の交付決定及び額の確定通知書を送付します。

※ 必要な書類は、玄海町のホームページからダウンロードしてください。

※ 各書類に押印する印鑑は、全て同じものを押印してください。なお、シャチハタは不可とします。

※ 申請書等の書類の作成・提出は、代理の方がされて結構ですが、申請者名は団体の代表の方を記載してください。